

小澤建流審

価格設定で新たな通達

上限90%の自治体実例添付

や設定範囲の引き上げを適切に行つこと」とした。

さらに、実際に最低制限価格の算定式を、中央公契連モ

新しい通達名は、「最低制限価格制度および低入札価格調査基準価格制度の適切な活用について」。小澤敬市官房建設流通政策審議官名で15日付で送付した。

経済局長通達には示していなかった「建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるように、適正価格での契約を推進する観点」との文言を明記。

中央公契連の算定モデルに沿って、地方自治体の最低制限価格や低入札価格調査基準価格が算定価格のおおむね84%に設定されることから、「地域の実情に応じ、モデルの設定範囲の上限（90%）に

デルの上限である90％に設定した長崎県、佐賀県、新潟県の3県の算定式の事例を通達に添付した。国交省が通達に地方自治体の事例を添付するのは異例となる。

自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟（品質確保、古賀誠会長）が、地方自治体に最低制限価格・調査基準価格を引き上げ、90％程度に設定するよう求める「緊急アピール」をまとめたことなどに、対応した通達で、相当程度、踏み込んだ内容となった。

国交省の小澤建流審は、4月の建設関係専門紙との共同インタビューで、「地方自治体が、地域の実情や判断で調査基準価格や最低制限価格を設定範囲の上限（90％）に設定することは、経済状況、地域の状況をかんがみて時宜にかなったことだ」と通達改正の趣旨を説明していた。また、

「ール」をまとめたことなどに
対応した通達で、相当程度、
踏み込んだ内容となった。

このほか、最低制限価格制度と低入札調査基準価格制度の対象工事拡大を求めた。いまだ全国市町村の2割が導入していない最低制限価格制度と低入札調査基準価格制度の活用・導入も求めた。